

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会と称する。

英文では、Kids Design Association とする。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門三丁目4番10号に置き、従たる事務所を大阪市北区大淀中一丁目1番88号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、不特定多数の者を対象に、子どもの目線や基準に立った安全・安心な製品デザインの開発推進および普及を行い、次世代を担う子どもたちの安全・安心の向上、健やかな成長発達が見込まれる社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動

- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業内容）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの目線や基準に立った安全・安心で健やかな成長に役立つデザインの開発推進および普及に関する調査研究事業
- (2) 子どもの目線や基準に立った安全・安心で健やかな成長に役立つデザイン開発に関する顕彰事業及び商品の普及活動
- (3) 子どもの目線や基準に立った安全・安心で健やかな成長に役立つデザイン開発に関する認証および認定事業
- (4) 前各号に関する講演会の企画・運営および広報事業

第3章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は次の各号に掲げる種別とし、このうち正会員(団体)及び正会員(個人)をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員（以下「正会員」という。）とする。

- (1) 正会員(団体)

この法人の目的に賛同して入会する企業又は団体

- (2) 正会員(個人)

この法人の目的に賛同して入会する個人

- (3) 準会員

この法人の目的に賛同し、会長が承認する企業又は公益法人、教育機関、自治体

等の団体

(4) その他、理事会が必要と判断し定めた種別の会員。

第7条（入会）

会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上25人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事とする。

第14条（選任等）

理事及び監事は、理事会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）

会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- （1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。ただし、常勤の役員に限るものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

第20条（種別）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 21 条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第 22 条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散及び合併
- （3）事業報告及び収支決算
- （4）その他、理事会が総会に付議すべきと判断した内容

第 23 条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- （2）正会員の表決権総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- （3）監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

第 24 条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長は、会長又は会長が指名する理事がこれを勤めるものとする。会長に事故があるとき又は会長が欠席したときは、出席した正会員の互選によって議長を定める。

- 2 前項に関らず、第23条第2項第3号の規定に基づく臨時総会を開催する場合には、出席した正会員の互選によりその議長を定める。

第26条（定足数）

総会は、正会員の表決権総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第27条（議決）

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会に出席した正会員の表決権の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（表決権等）

正会員(団体)の表決権は1会員につき5、正会員(個人)の表決権は1会員につき1とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第29条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第 30 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 31 条（権能）

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）事業計画及び収支予算並びにその変更
- （4）役員を選任又は解任、職務及び報酬
- （5）会員の除名
- （6）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第 32 条（開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- （1）会長が必要と認めたとき。
- （2）理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第 33 条（招集）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知するものとする。

- 4 理事全員出席のうえ理事会を開催する場合には、前項の招集手続を省略することができる。

第34条（議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第35条（議決）

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第33条第4項に基づき招集手続を省略した場合には、会長がこれを決する。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第36条の2（緊急の理事会）

理事会における議決事項のうち会長が緊急を要すると認めた場合には、第 33 条から第 36 条の規定に関わらず、会長が理事会の決議の目的である事項について提案をし、その提案につき理事総数（特別の利害関係を有する理事を除く。）の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第 37 条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 36 条の 2 の規定により理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、会長が記名押印しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された資産
- （2）入会金及び会費
- （3）寄付金品
- （4）財産から生じる収入
- （5）事業に伴う収入
- （6）その他の収入

第39条（資産の管理）

この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第41条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第42条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理

事会の議決を経なければならない。

第 43 条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 44 条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 45 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 46 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第47条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の表決権総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第48条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定
- （6）法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の表決権総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第49条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属すべき者は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

第50条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の表決権総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第51条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のインターネットホームページ（<http://www.kidsdesign.jp>）に掲載して行う。

第10章 事務局

第52条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第53条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

第54条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑 則

第 55 条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、東京都知事の認証の日（平成25年10月16日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

会長 和田 勇

副会長 金子眞吾

専務理事 小野裕嗣

理事 北原洋一

同 内池正充

同 植田 隆

同 坪松博之

同 田村 拓

同 松井栄一

同 山名一重

同 和田純夫

同 舟生岳夫

同 若林隆男

同 渡邊尚生

同 福山裕幸

同 中野 治

監事 永島康一郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 20 年 3 月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず成立の日から平成 20 年 3 月末日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 正会員(団体)	入会金無料	年会費	500,000 円
(2) 正会員(個人)	入会金無料	年会費	100,000 円
(3) 準会員	入会金無料	年会費	100,000 円

6 定款変更認証日

平成 25 年 10 月 16 日

附 則

この定款は、東京都知事の認証の日（平成 28 年 2 月 29 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 6 月 5 日から施行する。